

岩手県告示第616号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年9月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年9月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 柿沢建設
 - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字鍵飯17地割20番地
 - ウ 代表者の氏名 柿沢整慶
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第568号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年9月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年9月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 松本建築
 - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字江刺家第12地割2番地3
 - ウ 代表者の氏名 松本一男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第9301号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月31日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年9月14日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大広興業
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町仁佐瀬30番地7
 - ウ 代表者の氏名 松岡廣徳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第20257号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年9月8日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。